

鳥取発地産エネルギー活用推進事業（計画策定・可能性調査支援）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取発地産エネルギー活用推進事業補助金（以下「本補助金」という。）のうち計画策定支援補助金及び可能性調査支援補助金の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、持続可能でレジリエントな地域づくりを目指し、県内で再生可能エネルギーの地産地消を促進するとともに、本県における地産エネルギーの活用を促進することを目的として交付する。

（予定地域の承認）

第3条 本補助金のうち別表1の第1欄の（2）に掲げる事業について交付を受ける者は、発電事業等を予定している地域（自治会単位以上の地域で、発電事業等の予定地の属する地域並びに発電事業等により生活及び自然環境等への影響が予想される地域をいう。以下「予定地域」という。）をあらかじめ選定し、当該予定地域が属する市町村に意見を聞いた上で、様式第1号による選定承認申請書を生活環境部長に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 予定地域の承認は、原則として、承認申請を受けた日から15日以内に行い、様式第2号により通知するものとする。
- 3 生活環境部長は、予定地域を承認することができないと認めたときは、承認申請した者に対し、予定地域の承認をしない旨及びその理由を通知するものとする。

（補助金の交付）

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業で同表の第2欄の要件を満たすもの（以下「補助事業」という。）を行う同表の第3欄の者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第4欄に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）の合計額に、別表2の第1欄に定める率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）以下とし、上限は同表の第2欄に掲げる額とする。また、事業実施期間は、同表の第3欄に定める期間とする。
- 3 なお、別表2の第1欄中の市町村の積極的な関与がある場合については、生活環境部長が別途定める。
- 4 本補助金とは別に補助金等を受けている場合は、重複する対象経費を補助対象としないものとする。ただし、事業実施を予定している市町村からの補助は除く。
- 5 なお、本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たって業務委託（工事請負含む）を行う際には、県内事業者に発注しなければならない。ただし、あらかじめ県内事業者以外の者に発注することについて知事の承認を受けている場合を除く。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、各年度の2月末日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第3号及び様式第4号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
 - 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第3号及び第4号によるものとする。

(進捗状況報告の時期等)

第8条 補助事業者は、各年度の9月30日現在における補助事業の進捗状況を、当該年度の10月15日までに、様式第6号により知事に報告しなければならない。ただし、当該年度の9月30日までに補助事業を完了、中止又は廃止したときは、この限りではない。

- 2 補助事業者は、規則第17条第3項の規定による進捗状況を、各年度の翌年度の4月15日までに、様式第6号により知事に報告しなければならない。

(現地調査等)

第9条 生活環境部長は、前条第1項の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について、指定した職員により現地調査をさせることができるものとし、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

- 2 生活環境部長は、前条第2項の報告があったときは、指定した職員により現地調査等を行うこととし、補助対象経費が適正に支出されていると認めるときは、支払実績額に基づき交付決定額の範囲内で補助金を支払うものとする。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第3号及び様式第4号によるものとする。

(財産の処分制限)

第 11 条 規則第 25 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、生活環境部長が別に定める期間）とする。

2 規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が 500 千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 規則第 25 条第 2 項の規定による承認を受けるにあたっては、処分の事前に様式第 7 号により申請するものとする。

4 第 6 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の承認について準用する。

(収益納付)

第 12 条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から 15 日以内に知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するように指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(補助事業の報告等)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の調査結果を報告するものとし、県は必要によりその報告書を公表できるものとする。

2 生活環境部長は必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況又は調査結果について報告又は発表をさせることができる。

(雑則)

第 14 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。

別表 1

1 補助事業	2 要件等	3 補助対象者	4 補助率対象経費
(1) 計画策定支援補助金 地域でエネルギーを創出し活用する事業に係る計画の策定(事業可能性調査を含む)、協議会の開催等の事業	市町村を含む協議会等の組織を結成すること。 (既存組織の活用も可)	第2欄に掲げる協議会の構成員である市町村、地域住民組織、NPO法人等	謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費
(2) 可能性調査支援補助金 水力、温泉熱、地熱、地中熱、バイオマス ^(注) 、波力、潮汐力及び温度差エネルギー等を活用した発電事業等(熱利用を含む。)可能性調査事業	①(発電事業の場合)計画最大出力が2,000kWを越えないこと。 ②当補助金の申請時まで、予定地域へ事業計画を説明し、調査を実施することについて同意を得ていること。	鳥取県内に本店、支店、営業所、事務所その他の名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有し、鳥取県内において事業を主体的に営む能力を有している者(国及び地方公共団体を除く。)	謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、直接人件費 (機器・設備の借用及び外部施設等の利用、外部専門家受入、文献等調査に要する経費及び事業に直接従事する従業員、アルバイト等の事業に従事する時間の給与・賃金相当額、旅費など(事務用品等の別業務でも通常使用する備品、消耗品の取得は不可))

(注) バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもので、かつ原材料を含め国内で生産されたものを対象とする。
(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)

別表 2

1 補助率	2 補助上限額	3 事業実施期間
2分の1 (市町村の積極的な関与がある場合 3分の2) ^(注)	3,000 千円	補助金交付決定年度の翌年度末まで

(注) 事業主体が市町村の場合は、補助率2分の1とする。

鳥取県生活環境部長 様

住所
企業・団体名
代表者職氏名

年度鳥取発地産エネルギー活用推進事業（計画策定・可能性調査支援）補助金
予定地域選定承認申請書

鳥取発地産エネルギー活用推進事業（計画策定・可能性調査支援）補助金に係る予定地域を下記のとおり選定したので、鳥取発地産エネルギー活用推進事業（計画策定・可能性調査支援）補助金交付要綱第3条第1項の規定により、申請します。

記

1 事業可能性調査の概要

事業名	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業実施場所	
事業の概要	※可能性調査を行う事業の種別や計画最大出力等、また調査の内容を記載すること。

2 発電事業等を予定している地域

項目	内容
選定した予定地域	※地域の単位が分かる名称で記載すること。（〇〇集落、〇〇自治会、〇〇市など）
選定理由	

3 添付資料

- ・事業実施予定場所と予定地域を示した図面、事業計画の詳細が分かる資料
- ・選定した予定地域に対する当該予定地域が属する市町村の意見書（様式は任意）

年 月 日

様

鳥取県生活環境部長

年度鳥取発地産エネルギー活用推進事業（計画策定・可能性調査支援）補助金
に係る予定地域の承認について

年 月 日付けで承認申請のあった鳥取発地産エネルギー活用推進事業（計画策定・可能性調査支援）補助金に係る予定地域の選定について、鳥取発地産エネルギー活用推進事業（計画策定・可能性調査支援）補助金交付要綱第3条第2項の規定により、承認します。

記

承認する予定地域名	
備考	

様式第3号（第5条関係）

年度鳥取発地産エネルギー活用推進事業（計画策定・可能性調査支援）補助金
事業計画（報告）書

1 事業概要

事業区分	<input type="checkbox"/> 計画策定支援補助金 <input type="checkbox"/> 可能性調査支援補助金
事業名	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業実施場所	
事業の目的	
事業計画（実績）の概要	
市町村との連携状況	

2 事業の内容及び経費の配分

項目	内容	補助対象経費 円	負担区分		
			県補助金	市町村補助金 円	その他 円
合計					

3 その他

本補助金以外の県からの補助金等の助成の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ※「有」の場合は活用する補助金やその事業内容、当該補助金の問合先を記載すること。 []
県内事業者への発注が困難である理由	※止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難であるとあらかじめ分かっている場合に記載

(添付書類)

- ・ 事業実施工程表、事業実施場所を示した図面、事業計画の詳細が分かる資料（様式は任意）
- ・ (可能性調査支援補助金を受ける場合) 第3条第2項の規定による承認通知の写し、予定地域へ事業計画を説明し、調査を実施することについて同意を得ていることが分かる資料（地域の代表者から書面による同意を得ているものに限る。）
- ・ (計画策定支援補助金を受ける場合) 協議会の規約等、事業主体となる団体の規約、役員名簿等
- ・ 実績報告の際には、積算根拠が分かる証憑書類、写真・報告書等の事業の実施状況が確認できる資料
- ・ その他知事が必要と認める書類（県内事業所に従業員等が常駐していることを証する資料など）

年 月 日

様

職 氏 名

年度鳥取発地産エネルギー活用推進事業（計画策定・可能性調査支援）補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取発地産エネルギー活用推進事業（計画策定・可能性調査支援）補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業は、「 年度鳥取発地産エネルギー活用推進事業（計画策定・可能性調査支援）補助金」とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取発地産エネルギー活用推進事業（計画策定・可能性調査支援）補助金交付要綱（令和3年3月31日付第202000340759号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

住所
 企業・団体名
 代表者職氏名

年度鳥取発地産エネルギー活用推進事業（計画策定・可能性調査支援）補助金
 進捗状況報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた事業の進捗状況について、年 月 日現在の進捗状況を、鳥取発地産エネルギー活用推進事業（計画策定・可能性調査支援）補助金交付要綱第9条第1項（第2項）の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の進捗状況

補助金等の名称	鳥取発地産エネルギー活用推進事業（計画策定・可能性調査支援）補助金
事業名	
事業内容	1 実施した内容 2 事業成果（ 年 月 日現在） 3 今後の予定

※実施した内容について完結に記載すること。

2 予算の執行状況

		算定基準額（円）	交付決定額（円）
交 付 決 定			
初年度の実績額	9月		
	3月		
次年度の実績額	9月		
	3月		
今後の執行予定			

- (注) 1 実績報告書の収支決算書に準じた明細（任意の様式で可）を添付すること。
 2 不要な欄は削除すること。

鳥取県知事 様

住所
企業・団体名
代表者職氏名

取得財産処分承認申請書

年度鳥取発地産エネルギー活用推進事業（計画策定・可能性調査支援）補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、鳥取発地産エネルギー活用推進事業（計画策定・可能性調査支援）補助金要綱第11条の規定により下記のとおり申請します。

記

事業名	
品目及び取得年月日	
取得価格及び時価	
処分の内容	